



**ROHM**  
ローム株式会社

# News Letter

2008年5月8日

〒615-8585 京都市右京区西院溝崎町 21

**ローム株式会社**

代表者名 代表取締役社長 佐藤 研一郎  
コード番号 6963(東証・大証 第一部)  
問合せ先 広報 IR 室長 野里 浩平  
電話番号 (075)311-2121

各 位

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 50 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、将来にわたって当社の社外取締役及び社外監査役の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう、変更案第 27 条(社外取締役の責任限定契約)及び第 32 条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

添付資料のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日(予定)

以 上

<この件に関するお問合せ先>

ローム株式会社 広報 IR 室

〒615-8585 京都市右京区西院溝崎町 21

TEL(075)311-2121、FAX(075)311-0358、E-MAIL pr@rohm.co.jp

(添付資料)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="331 405 730 439">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="475 517 577 551">(新 設)</p> <p data-bbox="331 748 730 781">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="242 824 523 857">(員数および選任方法)</p> <p data-bbox="242 864 456 898">第 27 条 (条文略)</p> <p data-bbox="268 904 293 927">～</p> <p data-bbox="242 940 354 974">(報酬等)</p> <p data-bbox="242 981 456 1014">第 30 条 (条文略)</p> <p data-bbox="475 1093 577 1126">(新 設)</p> <p data-bbox="437 1319 622 1352">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="242 1395 383 1429">(事業年度)</p> <p data-bbox="242 1435 456 1469">第 31 条 (条文略)</p> <p data-bbox="268 1476 293 1498">～</p> <p data-bbox="242 1512 501 1545">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="242 1552 456 1585">第 34 条 (条文略)</p>	<p data-bbox="948 405 1347 439">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="852 481 1228 515"><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="852 521 1430 707">第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、社外取締役との間に、同 法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、 法令が規定する最低責任限度額を限 度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="948 748 1347 781">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="852 824 1133 857">(員数および選任方法)</p> <p data-bbox="852 864 1114 898">第 28 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="877 904 903 927">～</p> <p data-bbox="852 940 963 974">(報酬等)</p> <p data-bbox="852 981 1114 1014">第 31 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="852 1057 1228 1090"><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="852 1097 1430 1283">第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、社外監査役との間に、同 法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、 法令が規定する最低責任限度額を限 度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="1050 1319 1235 1352">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="852 1395 992 1429">(事業年度)</p> <p data-bbox="852 1435 1114 1469">第 33 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="877 1476 903 1498">～</p> <p data-bbox="852 1512 1110 1545">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="852 1552 1114 1585">第 36 条 (現行どおり)</p>

以 上